

2026年3月27日

株主各位

大阪市北区芝田二丁目8番11号
日本パレットプール株式会社
代表取締役社長 浜島 和利

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である日本パレットレンタル株式会社（以下「日本パレットレンタル」といいます。）から、2026年3月26日付で、当社の株主（但し、当社及び日本パレットレンタルを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本パレットレンタルに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の同法第179条の3第1項に基づく通知を受け、2026年3月26日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の4第1項第1号）
名称：日本パレットレンタル株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）
日本パレットレンタルは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき2,510円の割合をもって金銭を割当交付します。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2026年4月17日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の6、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について日本パレットレンタルが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払いを行うものとします。

なお、かかる支払いに関する当社又は日本パレットレンタルから本売渡株主に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以 上